

山都町はSDGs「持続可能な開発目標」に取り組みます！

学校教育課とSDGs

★町内中高生のうち「山都町が好き」と回答した生徒数 **90%** を目指します。

(H31「総合計画策定中高生アンケートより 82.9%」)

- ・豊富な資源を持つ「山の都」の魅力子どもはもとより大人が享受できる環境をつくり、「『山の都』に暮らせてよかった」「『山の都』にずっと居たい」「いったん町外へ出たとしても、『山の都』に帰ってきたい」「『山の都』の役に立ちたい」と思える子どもの育成や郷土に誇りをもつ住民意識の醸成を図ります。
- ・地域の歴史や文化を学び、次の世代への伝承や地域外へ宣伝できる人材を育成します。



住民一人ひとりができること・・・

- ・「山の都」の魅力子どもたちに伝えましょう。



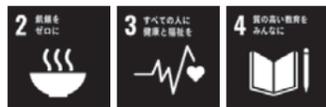
★小中学校児童生徒へのタブレットPC導入率 **100%** を目指します。

- ・プログラミング学習や小学校の英語教育についてパソコンやタブレットの導入及び学習環境の整備、指導者の研修など必要な支援を行います。
- ・国際社会に対応できる広い視野と感性を持つ青少年を育成するために、ALTを配置し英語教育を推進します。



★給食の食材費に占める町産食材費の割合 **20%** を目指します。

- ・給食の食材に対する地元産食材の割合を可能な限り引き上げ、子どもの町産食材に対する意識の定着を図ります。
- ・教育、福祉分野が連携し、保育園や学校において、食育や子どもの生活習慣病予防対策を実施します。



住民一人ひとりができること・・・

- ・町産食材への関心を高め、大人と子どもが一緒に食育に取り組みましょう。



※令和2年度から広報やまとへ関連するSDGsのアイコンを表示しています。SDGsの内容や各ゴールの説明について、町ホームページもご覧ください。

山都町×SDGs

検索



福祉だより



ご存知ですか？外出支援サービス事業と重度心身障害者医療費助成制度 外出支援サービス事業とは？

家族による送迎や交通機関を利用することが困難な町内の在宅の要介護者、重度心身障がい者に対して、医療機関への送迎を行うサービスです。事業の申し込みは福祉課までお問合せください。

○事業対象者

山都町内で在宅生活をしており次のいずれかに該当する方

- ・要介護認定（要介護4または5）を受けている方
- ・下肢、体幹、視覚または内部の障がいがあり、身体障害者手帳（1級または2級）の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級を受けている方
- ・療育手帳（A1またはA2）の交付を受けている方

○送迎区域 自宅から医療機関まで

○利用料 30km未満 片道 500円
30km以上 片道 1,000円

○委託事業者 ・上益城農業協同組合 ・特別養護老人ホームそよ風の里“ほたる”



重度心身障害者医療費助成制度とは？

病院や診療所（薬局を含む）で診療を受けた場合に、保険が適用された医療費の自己負担を助成する制度です。ただし、入院時食事療養等は除きます。

○助成金の額…

月々の医療費から自己負担額を差引いた額を支払います。（一医療機関につき）

自己負担額…①入院のとき → 2,040円/月

②入院外のとき → 1,020円/月

助成金 = 一部負担金 - (高額療養費 + 付加給付額 + 自己負担額)

○申請の方法 ※申請書は役場福祉課福祉係、および各支所健康福祉係に置いてあります。

- ① 助成申請書太枠内（住所、氏名、電話番号等）を記入し押印する。
- ② 助成申請書の「医療機関」欄に医療機関からの証明をもらう。
- ③ 助成申請書の「調剤薬局」欄に調剤薬局からの証明をもらう。
- ④ 領収書を添付し、福祉課福祉係、または各支所健康福祉係に提出する。
※金額等を確認後、領収書はお返しします。
※郵送による提出も可能です。
※申請受付期間は、診療を受けた月の翌月から起算して1年以内です。

○対象者

- ・身体障害者手帳1級、2級をお持ちの方 ・療育手帳A1、A2をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

対象になる方で申請をされていない方は、上記の申請の方法をご確認の上、窓口までお越しください。ご不明な点等ございましたら、下記問合せ先までご連絡ください。



問合せ先 福祉課 ☎ 72-1229

清和支所 健康福祉係 ☎ 82-2112

蘇陽支所 健康福祉係 ☎ 83-1112